

第3章 ごみ処理基本計画

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

(1) 国の方針

ア 国のごみ処理の変遷

国は、循環基本法に基づき、平成14年度（2002年度）に循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、17のゴールと169のターゲットで構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」が設定され、特に「ゴール12 つくる責任つかう責任」など環境分野においても多くの目標が関わっています。そのため、平成30年度（2018年度）に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、SDGsの視点を踏まえながら、地域循環共生圏による地域活性化や、ライフサイクル全体での資源循環の徹底等の7つの方向性を定め、それぞれの将来像や数値目標の達成に向け、社会を構成する各主体の役割や、国が実施すべき具体的な取組みが示されました。

他にも、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年（2019年）10月施行）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年（2022年）4月施行）等により、様々な分野で廃棄物削減に向けた具体的な取組みを推進しています。

また、令和2年（2020年）10月には、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル・脱炭素社会」を目指すことが表明され、廃棄物分野においても、脱炭素化に向けた総合的な対策が求められています。

イ 取組目標

廃棄物処理法基本方針に定められている取組目標は、表3-1のとおりです。

表3-1 廃棄物処理法基本方針に定められる取組目標

指 標	目標年度	数値目標
排出量	令和7年度	16%削減 (平成24年度比)
最終処分量		31%削減 (平成24年度比)
出口側の循環利用率	令和9年度	約28%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和7年度	440g
食品ロス調査を実施する市町村数		200市町村
家電リサイクル法において特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者に引取義務のないものを回収している市町村の割合		100%
小型家電の回収に取り組む市町村の割合		80%

(2) 県の方針

ア 県のごみ処理の変遷

県は、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間を計画期間とする「長野県廃棄物処理計画（第4期）」を策定し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及びその適正処理の確保に取り組んできました。

令和3年度（2021年度）からは、令和7年度（2025年度）を計画年度とする「長野県廃棄物処理計画（第5期）」に基づき、「つくる責任、つかう責任」を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～を目指す姿として、4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進、パートナーシップで課題を解決、脱炭素社会実現へのチャレンジの3つを重点方針として定めています。

長野県の1人1日当たりのごみ排出量は800グラム（令和3年度（2021年度））であり、1人1日当たりのごみ排出量が2番目に少ない都道府県となっています。

イ 取組目標

長野県廃棄物処理計画（第5期）に定められている取組目標は、表3-2のとおりです。

表3-2 「長野県廃棄物処理計画（第5期）」に定められる取組目標

指 標	目標年度	数値目標
排出量	令和7年度	583,000t
再生利用率の割合		20.0%
最終処分量		47,000t
1人1日当たりのごみ排出量		790g
うち、家庭系ごみ		406g
災害廃棄物処理計画策定市町村数		47市町村
信州プラスチックスマート運動協力店舗数		新規登録200店舗
家庭での食品ロス削減の呼び掛けを行っている市町村数		77市町村
外食での食品ロス削減の呼び掛けを行っている市町村数（残さず食べよう！30・10運動等）		77市町村
フードドライブに関する取組みを行っている市町村数		52市町村
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査したことがある市町村数		14市町村
食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店舗数		新規登録200店舗

(3) 本市の現状

ア 本市のごみ処理体制

(ア) 収集運搬

a 家庭系ごみ

家庭系ごみは、5 分別 2 5 区分の分別区分により、各地区に設置されているごみステーションに排出されるごみを直営又は委託により収集を行っています。そのうち、可燃ごみ、埋立ごみ、破碎ごみ及びプラスチック資源の 4 区分については「指定ごみ袋制度」を取り入れることでごみの分別の徹底とともに、ごみの減量化・再資源化の推進を図っています。





表 3-3 分別区分、排出方法、収集体制（令和 5 年 4 月 1 日現在）

分別	区分	排出方法	収集体制	
1 可燃ごみ	1 可燃ごみ	指定ごみ袋	直営又は委託	
2 埋立ごみ	2 埋立ごみ			
3 破碎ごみ	3 破碎ごみ			
4 資源物	4 プラスチック資源	プラスチック資源	直営	
		大型プラスチック資源		
	金属類	5 アルミ缶	市の回収袋	委託
		6 スチール缶		
		7 その他金属	ばら	
	紙類	8 新聞	紐 <small>ひも</small> で縛る (雑誌その他紙類は、紙袋に入れて紐で縛って出すことも可)	
		9 雑誌その他紙類		
		10 段ボール		
		11 紙パック		
	12 古布	中身が見える袋		
	生きびん	13 ビールびん	段ボール箱	
		14 ジュースびん		
		15 一升びん		
	雑びん	16 白色びん	専用容器	
		17 茶びん		
		18 その他色びん		
19 小型家電	専用容器	直営		
20 ペットボトル		委託		
21 蛍光管・体温計		直営又は委託		
22 乾電池				
23 スプレー缶・ライター・カセットボンベ		直営		
24 廃食用油	専用容器 ペットボトル	直営又は委託		

5 粗大ごみ	25	机	ばら	直営 (軒先収集)
		ステレオ		
		ミシン		
		カーペット		
		スプリング製品		
		ベッド枠		
		物干し台		
		物干し竿(金属製)		
		スキー・スノーボード用具一式		

※ 「粗大ごみ」は、1分類1区分として整理

表3-4 指定ごみ袋の種類

区 分	可燃ごみ				破砕・埋立 (兼用)		プラスチック 資源		
			落ち葉・ ^{せん} 剪定枝						
容量 (ℓ)	30	15	70	45	30	15	45	30	15
印刷文字色	赤 		緑 		青 		黄 		

b 一時多量ごみ、事業系ごみ

一般家庭から排出される一時多量ごみ及び事業系ごみのうち、一般廃棄物に該当するものは、松本市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼するか、各施設で直接持込みを受け入れています。

c 資源物集団回収と助成金制度

資源物のごみステーションにおける回収及び松本市リサイクルセンターへの直接持込みのほか、実施団体として登録した福祉施設やPTAなどが行う集団回収も行っています。

資源物の回収量を増やすため、ごみステーションでの回収及び集団回収により回収された資源物量に応じて、自治会や集団回収登録団体に助成金を支払っています。

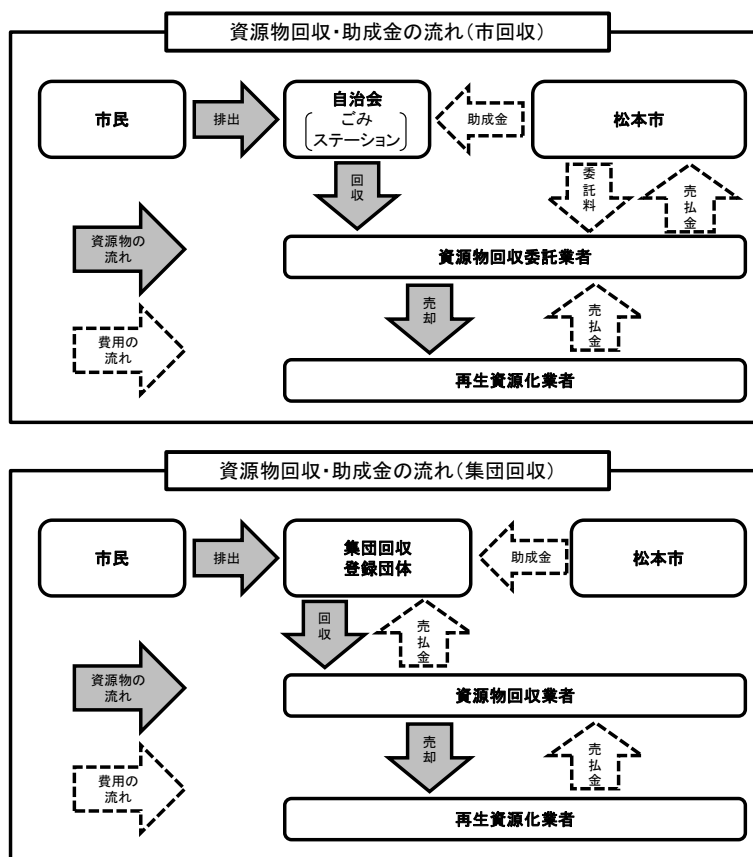


図 3 - 1 資源物助成金の流れ

d 資源物常設回収

紙類の再資源化を積極的に進めるため、ごみステーションでの月1回の回収に加え、平日（一部施設を除く。）の9時から17時までであれば、いつでも利用できる紙類の常設回収場所を市の支所・出張所などに設置し、回収を行っています。また、同じく家庭で調理に使われた植物性食用油の常設回収も市の支所・出張所などで行っています（一部施設を除く。）。

表 3 - 5 資源物常設回収場所 設置数

区分	紙類	廃食用油
設置数	32か所	40か所 (民間店舗等1か所含む。)

(イ) 中間処理

a 松塩地区広域施設組合における処理

可燃ごみ（可燃性粗大ごみ含む。）、破碎ごみ及びプラスチック資源は、松本市・塩尻市・山形村・朝日村で構成する松塩地区広域施設組合が運営する松本クリーンセンターで中間処理を行っています。

可燃ごみは焼却して安定化・減容化します。発生した焼却残渣（焼却灰、飛灰）は松本市エコトピア山田（一般廃棄物最終処分場）の再整備により市内に埋立容量のある一般廃棄物最終処分場が無いことから、全量を県外の民間業者で再資源化又は埋立てにより委託処理しています。

可燃性粗大ごみ、破碎ごみはリサイクルプラザで破碎後、磁選機・粒度選別機により、鉄、アルミ、可燃物及び不燃物に選別し、鉄及びアルミは民間事業者へ売却、可燃物は可燃ごみとともに焼却、不燃物は埋立てを行っています。

プラスチック資源は、手動選別により再資源化不適物を取り除いた後、圧縮梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が入札選定した再商品化事業者へ引き渡しています。

b 本市における処理

埋立ごみは、松本市エコトピア山田の再整備等により、令和2年度（2020年度）から民間事業者へ中間処理（破碎）を委託しています。

また、回収された資源物のうち、一部は本市が運営する松本市リサイクルセンターで中間処理を行っています。

雑びん及びペットボトルは、それぞれ松本市リサイクルセンターで破碎又は圧縮梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が入札選定した再商品化事業者へ引き渡しています。なお、一部は民間事業者へ委託し、独自処理しています。

蛍光管は、松本市リサイクルセンターで破碎後、民間事業者へ委託し、蛍光管に含まれている水銀を回収するとともに、ガラス、金属を再生利用しています。

スプレー缶・ライターは、穴開け等による事故を防止するため、平成29年度（2017年度）から分別収集を開始し、民間事業者へ穴開け処理を委託しています。

(ウ) 最終処分

再資源化が困難な一部の焼却残渣及び陶磁器・ガラス類などの埋立ごみは、県外の民間事業者へ委託し、埋立処分を行っています。

(エ) 再資源化

a 市で回収を行う資源物

小型家電は、小型家電リサイクル法の認定事業者へ有価で引き渡し、国が認定した再資源化事業計画に基づき金属原料等として再資源化を行っています。

以下の品目については、民間事業者へ処理を委託し、再資源化を行っています。

○コンクリート製品：再生砕石等として再資源化

○大型プラスチック資源：フレーク等として再資源化

○乾電池：金属原料等として再資源化

○廃食用油：バイオディーゼル燃料として再資源化

その他、回収された資源物のうち、前述した中間処理を行う資源物、本項に記載した資源物以外は回収業者が直接民間事業者へ売却し、再資源化を行っています。

b 焼却残渣等の再資源化

松本クリーンセンターから発生する焼却残渣は、最終処分場の延命化を図るため、平成20年度（2008年度）から発生量の一部を県外の民間事業者に委託して、土木資材又は金属原料として再資源化を行ってきました。

松本市エコトピア山田（一般廃棄物最終処分場）の再整備により、令和3年度（2021年度）からは、焼却灰全量と飛灰の一部を県外の民間事業者に委託して、土木資材、金属原料及びセメント原料として再資源化しています。

c その他の再資源化等の事業

- 市の施設から排出される^{せん}剪定枝等を利用したバイオマス発電及び灰のセメント原料化
- 学校給食センターから排出される残渣の堆肥化
- 不用食器の再利用及びリサイクル原料化
- 松本クリーンセンターに持ち込まれた羽毛ふとんに使用されている羽毛をリサイクル原料化

イ 本市のごみ処理の流れ

令和5年度（2023年度）における本市のごみ処理の流れと処理実績（令和4年度（2022年度））は、図3-2、3-3のとおりです。



松本クリーンセンター

(単位：廃食用油…ℓ、粗大ごみ…台、その他…トン)

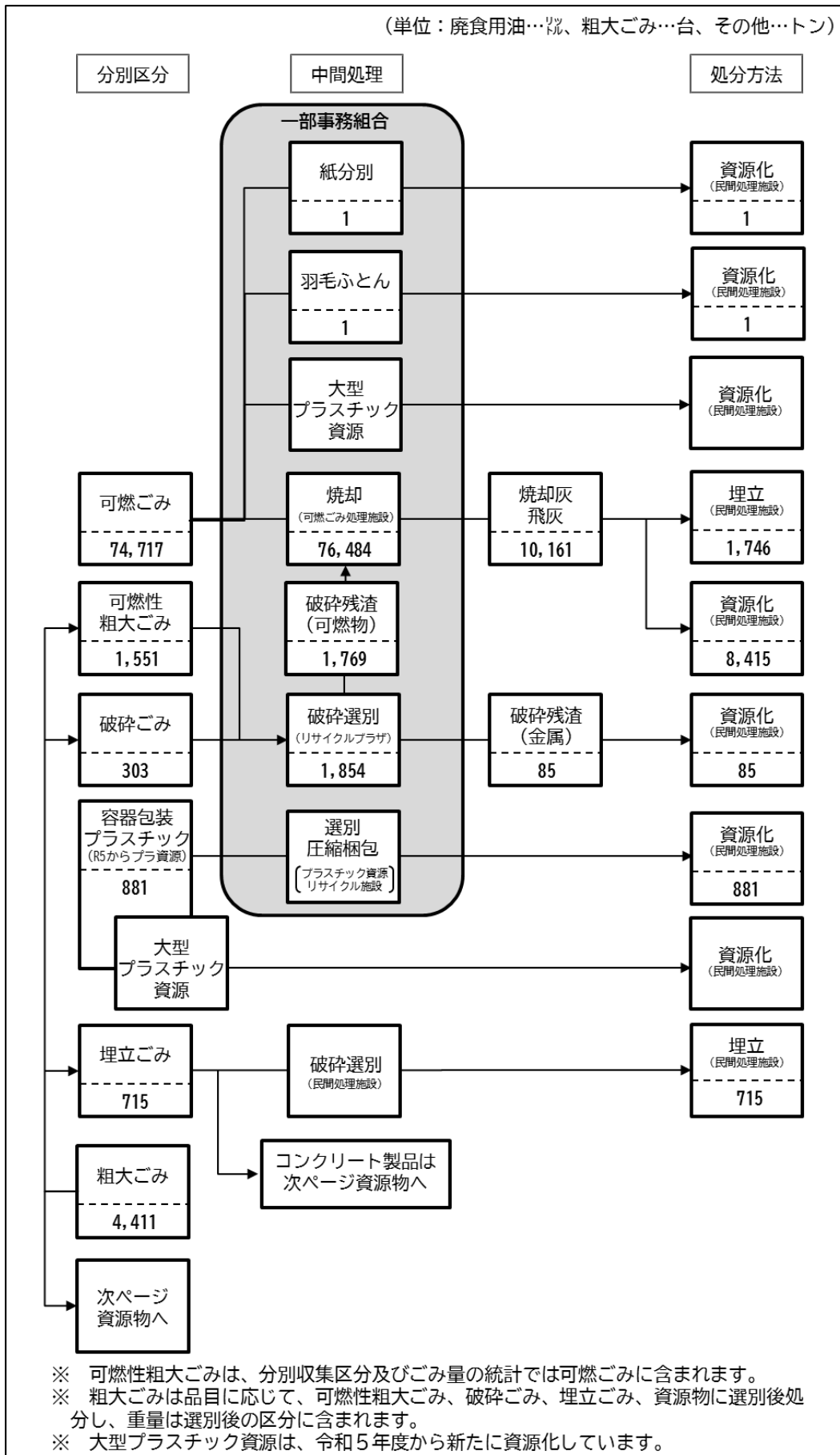


図3-2 可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、プラスチック資源及び粗大ごみの処理の流れ

(単位：廃食用油…リットル、その他…トン)

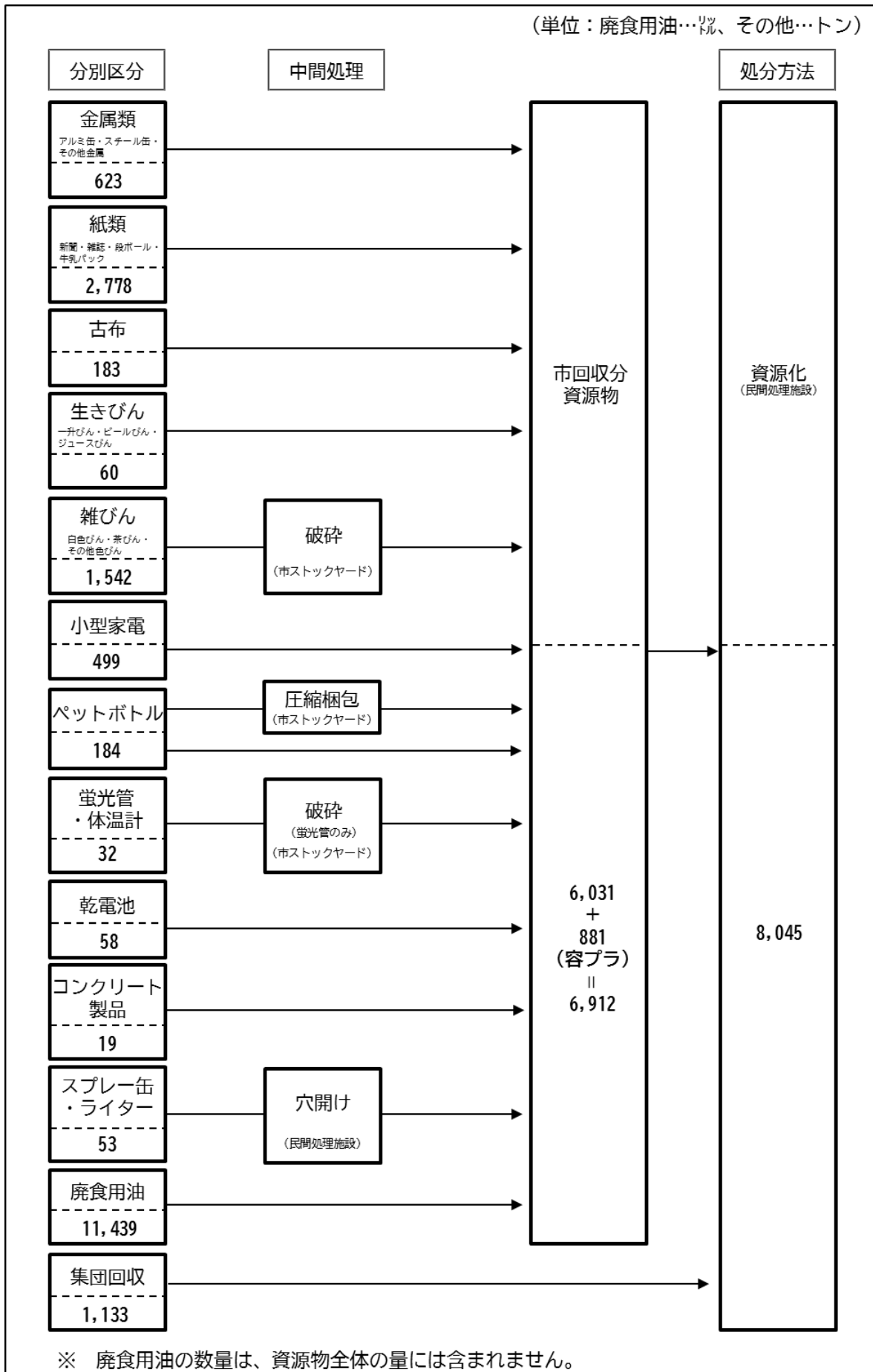


図 3 - 3 資源物の処理の流れ

ウ ごみ処理の実績

(ア) ごみ排出量の推移

図3-4のとおり、平成24年度(2012年度)以降、総ごみ排出量及び家庭系ごみ量(資源物量を含む)は、消費税増税前の経済活動が活発であったことなどにより微増したと考えられる令和元年度(2019年度)を除き、年々減少しています。一方で、事業系ごみ量は、平成24年度(2012年度)以降は減少傾向にあるものの、近年は横ばいとなっています。

また、人口の減少傾向もありますが、図3-5のとおり、1人1日当たりのごみ排出量についても、平成24年度(2012年度)以降は総量、家庭系ごみともに減少傾向となっています。

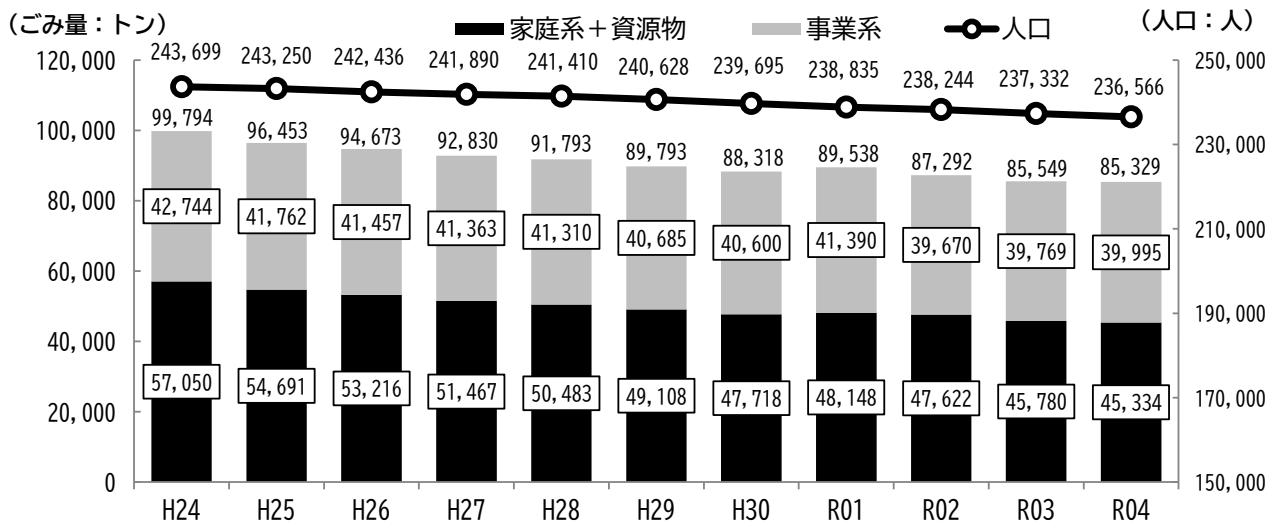


図3-4 ごみ排出量の推移

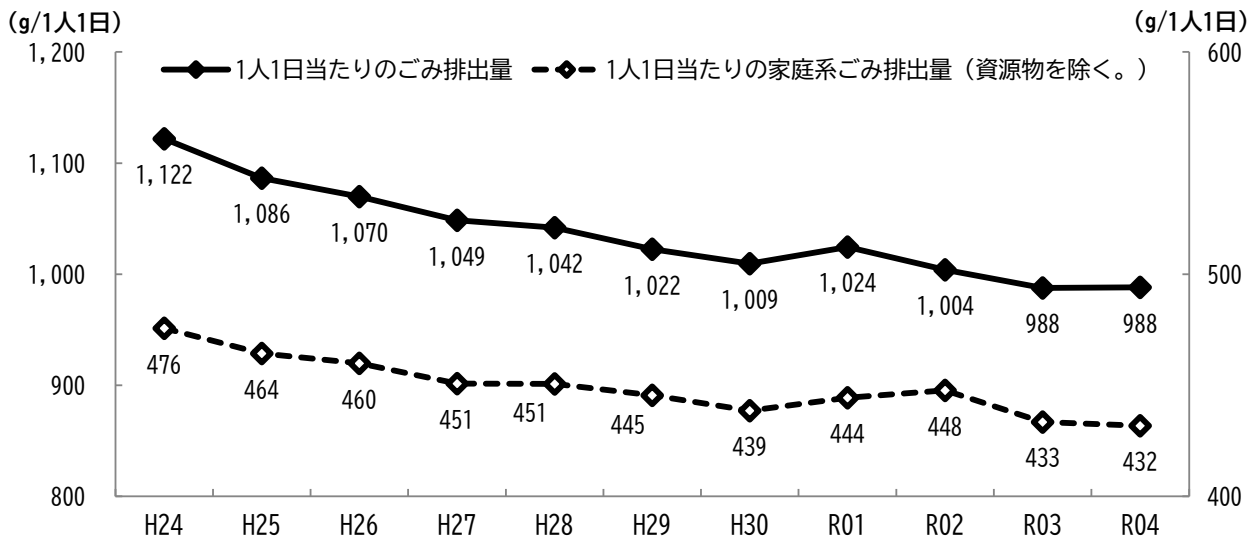


図3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

※ 本改訂に当たり、1人1日当たりのごみ量は外国人人口を含めた人口で再集計しています。

(イ) ごみ排出量の種類別内訳

図3-6のとおり、ごみ排出量に占める割合が最も高いごみは可燃ごみで89.4パーセントを占めています。

また、約1割を占める資源物は、図3-7のとおり、紙類が33.7パーセントで最も高くなっています。

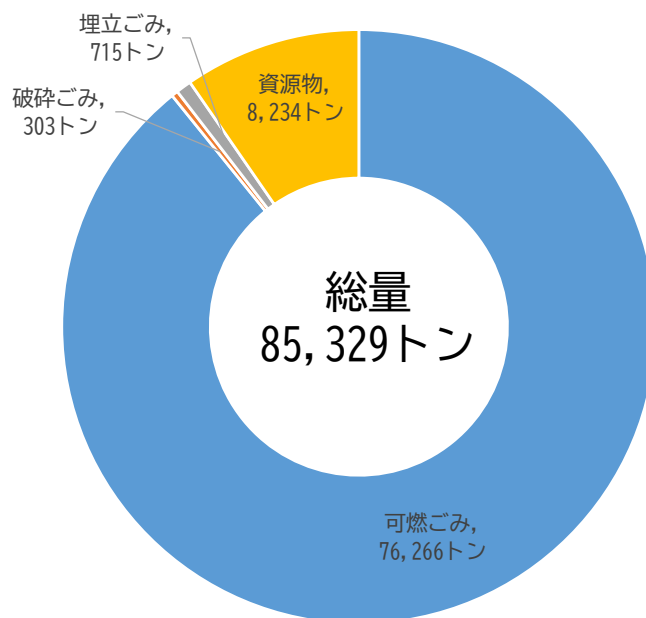


図3-6 ごみ排出量の種類別内訳

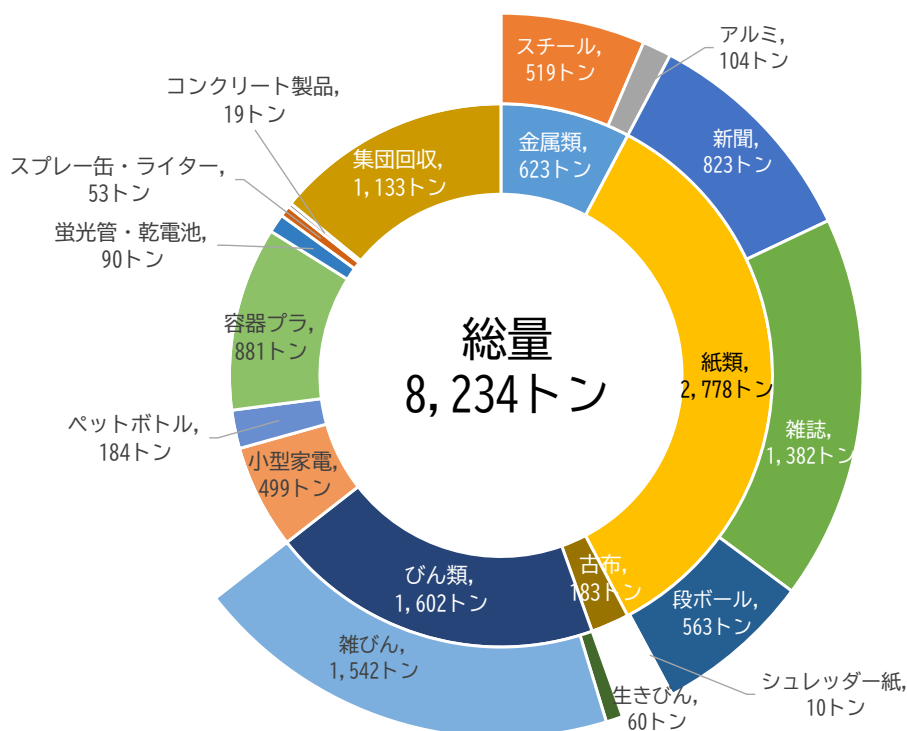


図3-7 資源物の種類別内訳

(ウ) リサイクル率及び最終処分量の推移

リサイクル率（中間処理後再生利用量（灰の再資源化等）を含まない。）は民間事業者が設置する常設回収場所の増加などの理由から、図3-8のとおり市の収集に排出される資源物量が少なくなっているため、年々減少しています。

また、最終処分量は一部の焼却残渣の処分方法を再資源化から委託による埋立てに切り替えたことから、図3-9のとおり、平成26年度（2014年度）に2,000トン強増加していますが、それ以降は減少傾向にあります。

なお、令和3年度（2021年度）以降にリサイクル率（中間処理後再生利用量（灰の再資源化等）を含む。）が大幅に増加し、最終処分量が大幅に減少しているのは、松本市エコトピア山田の再整備に伴い、焼却施設で発生する焼却残渣の全量を民間事業者に外部委託処理しており、発生量の大部分（約8割）を再資源化しているためです。

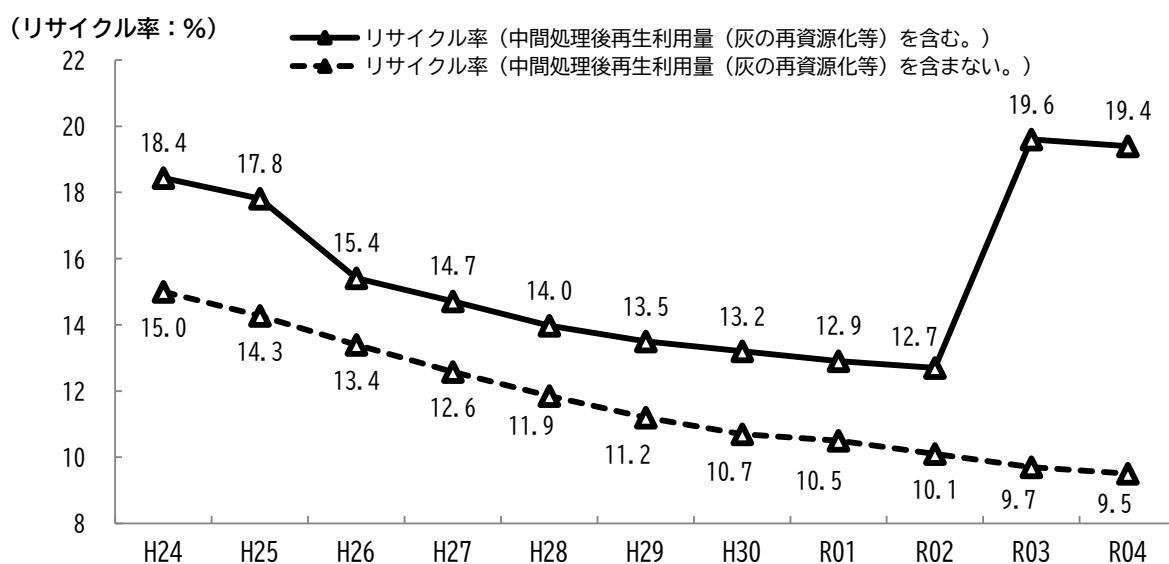


図3-8 リサイクル率の推移

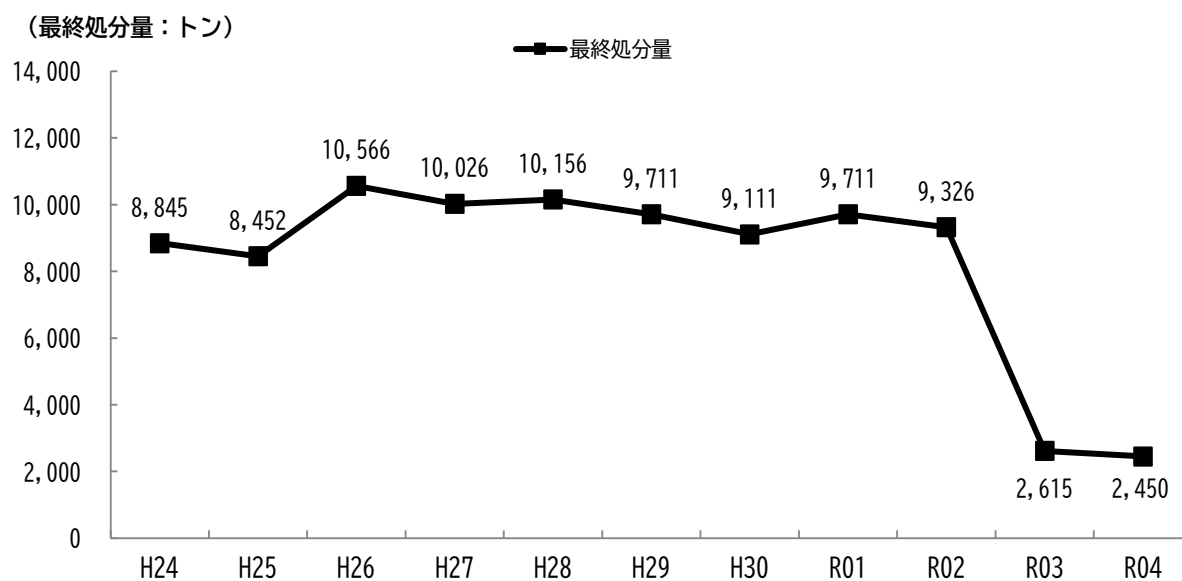


図3-9 最終処分量の推移

(エ) ごみの組成

a 家庭系ごみ

図3-10のとおり、家庭系可燃ごみでは生ごみの割合が38.8パーセントであり、そのうちの42.3パーセント、可燃ごみ全体の割合では16.5パーセントが食品ロスとなっています。この割合から換算すると、令和4年度（2022年度）には家庭から約6,000トンが食品ロスとして廃棄されたこととなります。

また、リサイクル可能なプラスチック類（容器包装プラスチック及びペットボトル）の割合が9.7パーセント、リサイクル可能な紙類の割合が19.7パーセントとなっており、食品ロスとリサイクル可能な資源物が家庭系可燃ごみに占める割合は4割を超えています。

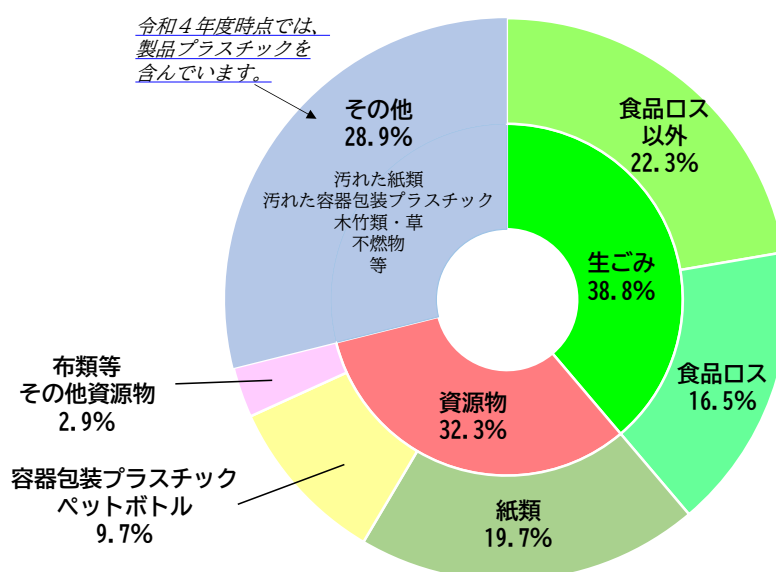


図3-10 令和4年度組成・食品ロス調査結果（家庭系）

b 事業系ごみ

事業系可燃ごみでは、各業態によって割合は異なりますが、食品ロスが17パーセント以上排出されており、家庭系可燃ごみよりもその割合が高い傾向にあります。

また、松本クリーンセンターで搬入規制しているリサイクル可能な紙類や産業廃棄物と考えられるプラスチック類が、いずれの業態でも2割以上混入しています。

集合住宅では、リサイクル可能なプラスチック類の割合が14.3パーセント、リサイクル可能な紙類の割合が21.6パーセントとなっており、家庭系可燃ごみと比べてリサイクル可能な資源物の割合が高く、分別が適正にされていない傾向となっています。

表3-6 令和4年度組成・食品ロス調査結果（事業系）

単位：%

区分	飲食店	小売店	宿泊施設	集合住宅	事業所
生ごみ 食品ロス	56.0	51.7	49.9	40.5	23.8
食品ロス	30.4	31.0	17.6	—	—
調理くずのうち可食部	4.1	2.1	0.8	—	—
食べ残し	24.5	15.3	15.9	—	—
手付かず食品	1.8	13.6	0.9	—	—
調理くず	25.0	19.8	31.1	—	—
食品以外	0.6	0.9	1.2	—	—
生ごみ以外 産廃混入	44.0	48.3	50.1	59.5	76.2
プラスチック類	18.4	35.2	17.4	19.0	31.5
リサイクル可能な割合(※)	7.7	10.6	8.2	14.3	6.4
紙類 搬入規制	22.6	11.6	23.7	31.7	31.8
リサイクル可能な割合	2.9	4.6	12.9	21.6	17.0
布類	0.2	0.0	4.0	3.7	3.6
リサイクル可能な割合	0.2	0.0	4.0	2.9	0.9
その他（木竹類、金属類等）	2.8	1.5	5.0	5.1	9.3

※ 本市では事業系ごみに含まれるプラスチック類のうち、集合住宅から排出されるもの及び事業形態にかかわらず、個人消費のものは一般廃棄物に該当します。そこで、事業系ごみにおいても、一般廃棄物のリサイクル可能な割合を把握できる可能性があることから、分類したものです。

エ 本市のごみ処理経費

令和3年度（2021年度）における本市のごみ処理に係る経費は約21億3千万円で、市民1人当たりには換算すると、8,993円となります。

1人当たりのごみ処理に係る経費は、全国平均が14,881円、県内19市の平均が9,607円となり、これらと比較すると、本市のごみ処理に係る費用は低い状況にあります。

オ ごみ処理の評価

(ア) ごみ排出量

本市のごみ総排出量は平成18年度（2006年度）に110,741トンと最も多く、それ以降は合併や地震による増加はありましたが、経年的な推移を見ると平成24年度（2012年度）以降は減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）のごみ総排出量は85,329トン、1人1日当たりのごみ排出量は988グラムとなっています（他自治体と比較ができる最新のデータである令和3年度（2021年度）は991グラムです）。

しかし、本計画に基づきごみ減量対策に取り組んできましたが、中間年度である令和4年度（2022年度）の目標ごみ総排出量81,177トン及

び1人1日当たりのごみ排出量948グラムは達成できませんでした。

また、長野県の1人1日当たりのごみ排出量は800グラム（令和3年度（2021年度））であり、1人1日当たりのごみ排出量が2番目に少ない都道府県となっていますが、図3-11のとおり、本市は県内19市の中ではごみ排出量が最も多い状況にあります。

更に、図3-12、3-13のとおり、全国の人口同規模自治体や中核市の排出状況と比較しても、本市のごみ排出量が多い状況にあります。

特に事業系ごみについては、令和4年度（2022年度）目標値33,999トンに対し、実績値が39,995トンと目標と実績の乖離が^{かい}大きく、他市と比較しても多い状況となっています。

本市は松本城や上高地などの観光資源を抱え、国内だけでなく海外からも旅行者が多数訪れる都市であること及び一般廃棄物収集運搬許可業者が収集している集合住宅を事業系ごみとして集計していることから、事業系ごみが多くなる傾向があります。

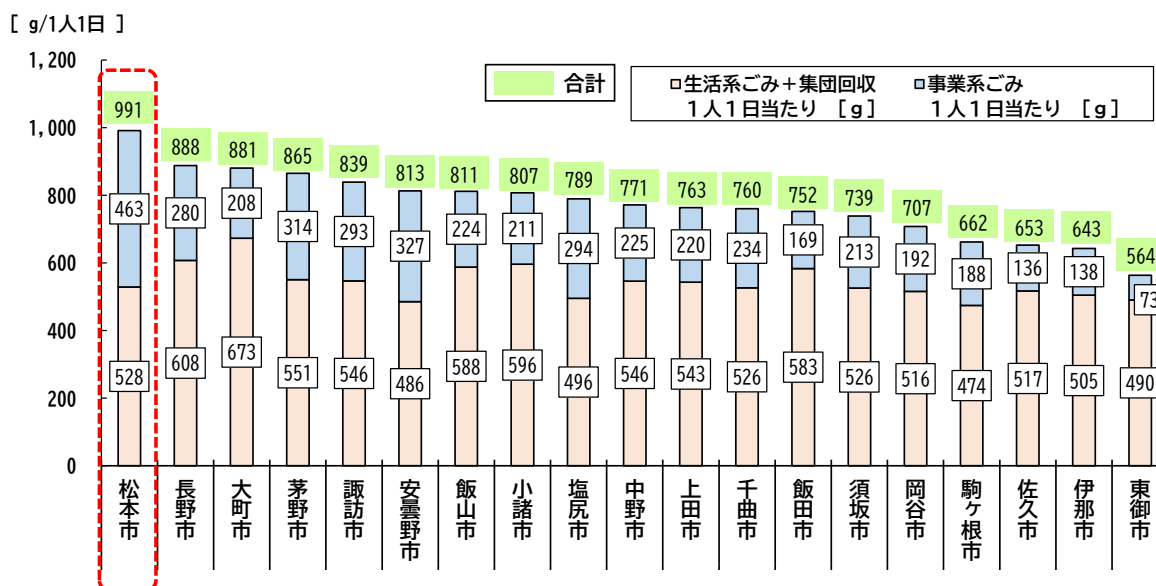


図3-11 県内19市の1人1日当たりのごみ排出量（令和3年度実績）

[g/1人1日]

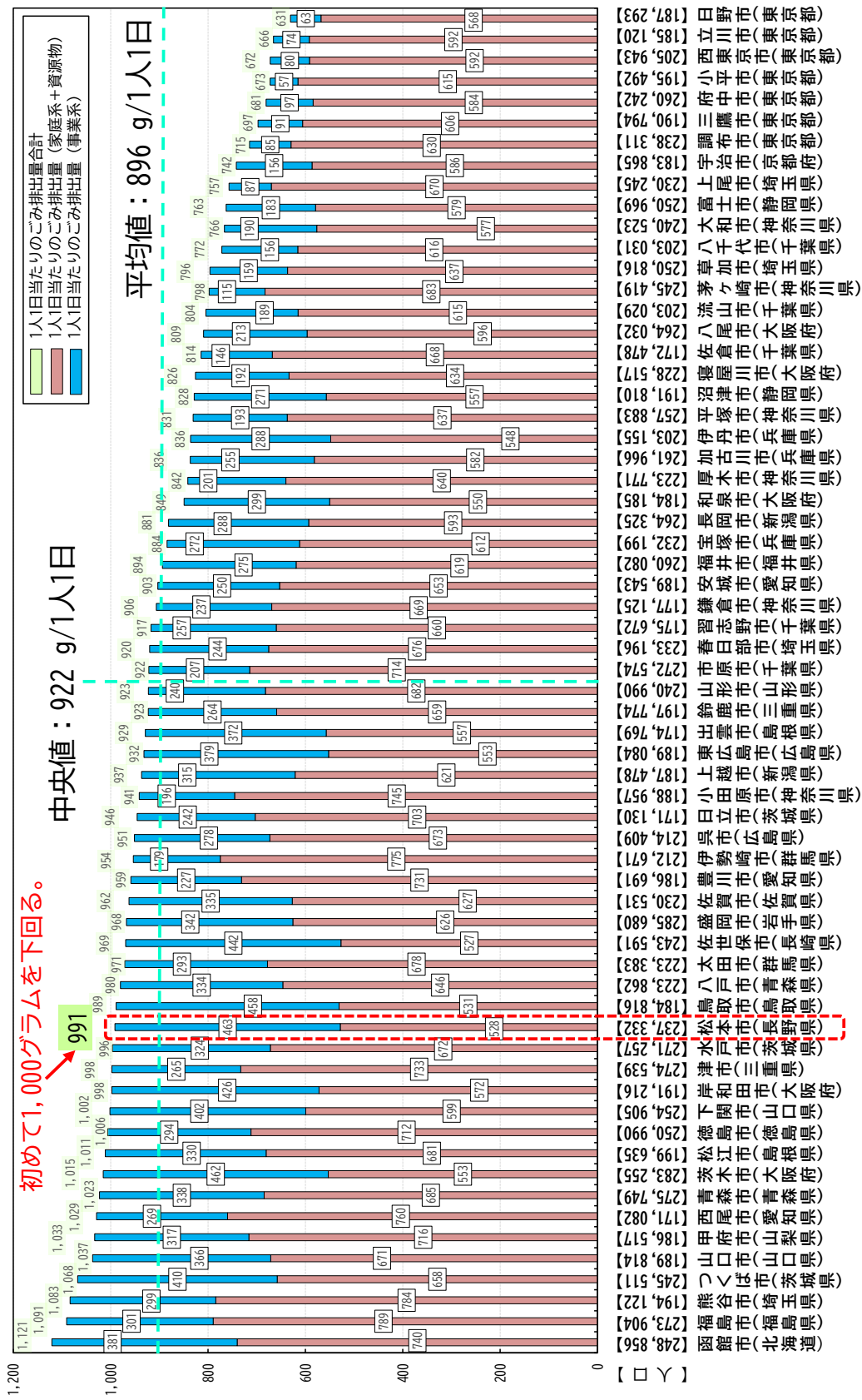


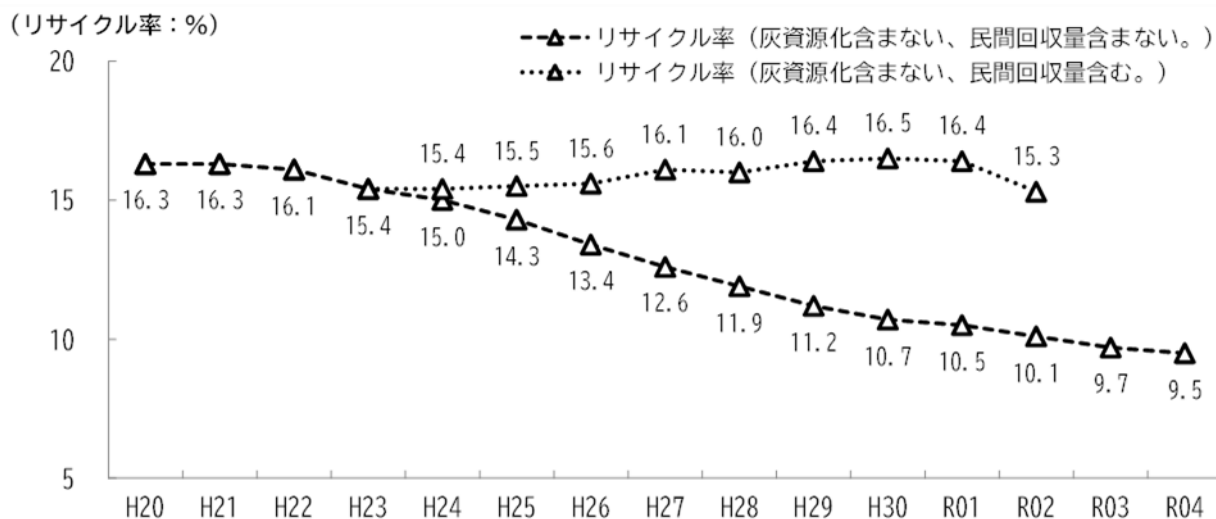
図3-12 人口同規模自治体の1人1日当たりのごみ排出量 (令和3年度実績)

(イ) ごみ排出状況

灰の再資源化を含まないリサイクル率は平成20年度（2008年度）、21年度（2009年度）の16.3パーセントをピークに減少傾向であり、民間事業者が設置する常設回収場所が増加しているため、10年ほど前から市の収集に排出される資源物量が少なくなり、令和4年度（2022年度）は9.5パーセントとなっています。これは他市と比較しても低い数値ですが、一部の民間事業者の回収ボックスに排出される資源物量も含めて推計したリサイクル率は15～16パーセント程度を推移しており、ピーク時である平成20年度（2008年度）と同程度の水準となっていることから、市民のリサイクル意識の低下は見受けられません。

一方、組成調査の結果によると、家庭系ごみの中には食品ロスが16.5パーセント、リサイクルできる紙類及びプラスチック類などの資源物が32.3パーセントとなっており、更に分別の余地があります。

また、事業系ごみにはリサイクル可能な紙類や産業廃棄物と考えられるプラスチック類がいずれの業態でも2割以上混入しています。



※ H23 以前の民間回収量は把握していない。

図3-14 リサイクル率の推移

カ 本市の不法投棄量の推移

平成24年度（2012年度）以降の本市における不法投棄に関する現状は、図3-15のとおりです。

平成26年度（2014年度）以降、不法投棄量は20トン以下、件数は300件以下で推移しています。

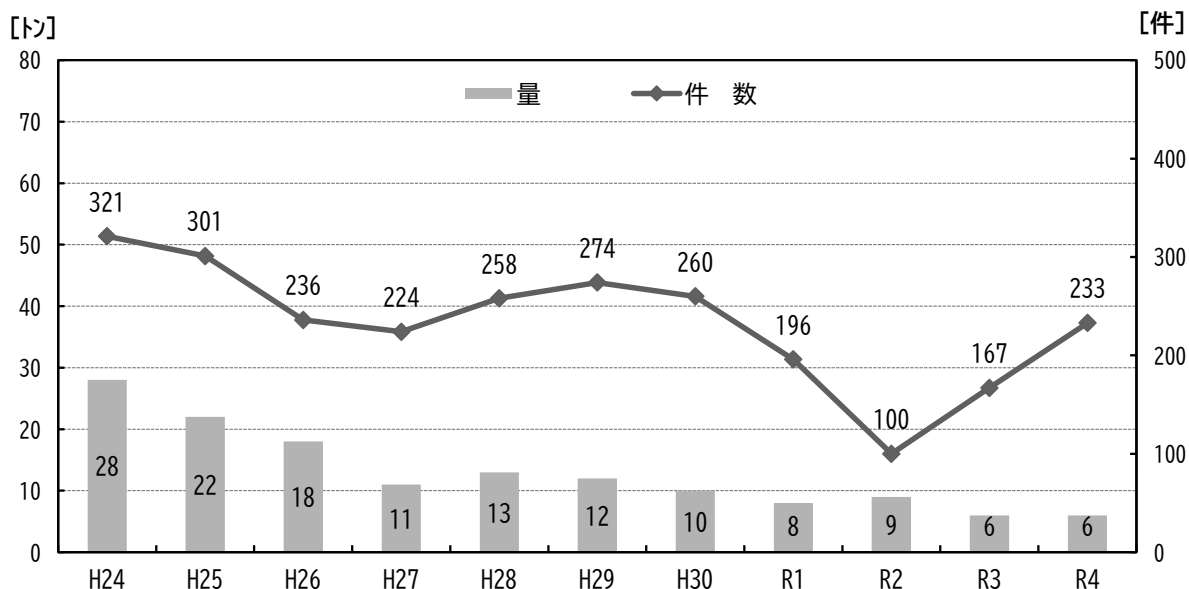


図 3 - 1 5 不法投棄量の推移

キ 本市の抱える課題

(ア) 事業系一般廃棄物の処理

本市における総ごみ排出量のうち約 4 6 パーセントが事業系ごみであり、長野県全体では総ごみ排出量のうち事業系ごみが占める割合は約 3 割であることからすると、他自治体と比べ、事業系ごみの排出量が非常に多い状況です。その理由として市内の事業者数が多いことが挙げられますが、事業系ごみの組成・食品ロス調査の結果や松本クリーンセンターに持ち込まれるごみの展開検査の結果によると、産業廃棄物や資源物の混入も見られることから、分別を徹底するなど、適正にごみを排出するよう事業者へ周知を行っていく必要があります。

また、本市は観光都市であり、訪れる観光客が多いことから、宿泊先などから排出されるごみ量が多くなっている現状もあるため、ごみの発生抑制や分別が行われるような環境整備が必要です。

(イ) 集合住宅から排出される家庭系ごみの処理

本市では、集合住宅から排出される家庭系ごみの一部を一般廃棄物収集運搬許可業者が事業系ごみとあわせて収集する場合があります。その場合には、事業系ごみとして集計しています。この集計方法が、事業系ごみが他自治体と比べて多い要因となっています。

また、集合住宅から排出される家庭系ごみが事業系ごみとして収集される場合、指定ごみ袋が使用されていないため、家庭系ごみと比べて適切な分別が行われずに、リサイクル可能な資源物が可燃ごみに混入している傾向が組成・食品ロス調査の結果から確認できることから、可燃ごみ量の増加の一因となっています。

(ウ) 家庭系ごみ排出量

資源物を除く 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量は、平成 2 4 年度

(2012年度)からの推移を見ると減少傾向にありますが、平成30年度(2018年度)以降は横ばいの傾向にあります。

令和4年度(2022年度)の組成・食品ロス調査の結果では、可燃ごみへのリサイクル可能な紙類やプラスチック類(容器包装プラスチック及びペットボトル)などの資源物の混入が見られるため、更なる分別の徹底が必要です。

また、これまで3Rの取組みを行ってきた品目以外についても、排出実態や最新技術の調査研究を行い、新しく分別することでごみ量が削減できる可能性のある品目を探る必要があります。

加えて、事業系ごみとして集計されている集合住宅から排出されるごみが、施策の展開により家庭系ごみとして集計されるようになると、家庭系ごみ量は増加することが考えられます。

(エ) リサイクル率の低下

民間事業者が設置する資源物回収ボックスが増加してきたことから、市が行う回収に排出される資源物量が10年ほど前から大きく減少してきています。しかし、民間事業者の回収ボックスに排出される資源物量も含めて推計すると、リサイクル率の低下は見られませんでした。その一方、可燃ごみ中にはまだ資源物として分別できるものが含まれており、資源物の安定的かつ適正な処理を行うことや自治会への助成金による還元という観点から、市が行う資源物回収の量を確保していく施策の展開が必要となります。

(オ) 最終処分先の安定確保

松本市エコトピア山田(一般廃棄物最終処分場)は、埋立物ごとに区画を分けて埋立てを行っていたことから、埋立可能年数が平成29年度(2017年度)末で残り8年となり今後の最終処分先の確保が喫緊の課題となっていました。そのため、平成30年度(2018年度)に複数の構想案の中から最終処分場の在り方について検討し、「より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図る」と方針決定したことから、再整備を行うために令和2年度(2020年度)末で廃棄物の埋立てを終了しています。

新たな最終処分場の建設、稼働までの再整備期間(令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)まで)は、自区内に埋立容量のある最終処分場がないことから、ごみの減量化を進めていくとともに、発生する埋立物(焼却残渣及び埋立ごみ)を複数の民間事業者に分散して処理を委託し、リスク分散を図りながら、安定的かつ適正に処理を行っていく必要があります。

(カ) ごみ分別に関する情報の発信

家庭系ごみについては、分別に対する理解は浸透してきていますが、他自治体と比較すると、本市のごみ量は未だに多い状況にあります。更にごみの減量を進めていくためには、分別方法の具体的な事例などを提示し、SNS

などを活用することで、より分かり易く、幅広い世代の市民の目に触れやすい方法で情報を発信していく必要があります。

2 処理施設

(1) 中間処理施設

ア 現稼働施設

現在、中間処理を行っている施設は、表3-7のとおりです。

松本クリーンセンターは、松本市・塩尻市・山形村・朝日村で構成する松塩地区広域施設組合が運営する施設で、平成11年度（1999年度）に供用を開始後、可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含む。）、破碎ごみ及びプラスチック資源の中間処理を行っています。

松本市リサイクルセンターは、松本クリーンセンターが建設される以前に本市の可燃ごみを焼却していた松本市清掃センターの解体跡地に建設された施設で、平成20年度（2008年度）に供用を開始し、ごみステーションに出すことが困難な場合の資源物、埋立ごみ及び粗大ごみの受入施設として運営するとともに、ペットボトルの圧縮梱包を行っています。また、令和3年度（2021年度）からは、エコトピア山田再整備に伴い、処理施設を移設して蛍光管の破碎を行っています。

表3-7 中間処理施設

施設名	処理するごみの種類	処理施設	処理能力等	運営主体
松本クリーンセンター	可燃ごみ	可燃ごみ処理施設	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) 150t/日×3炉 (合計450t/日)	松塩地区 広域施設 組合
	破碎ごみ 可燃性粗大ごみ	リサイクル プラザ	破碎機 35t/5h	
	プラスチック 資源	プラスチック リサイクル 施設	手選別・圧縮梱包機 11t/5h	
松本市リサイクルセンター	蛍光管	蛍光管 破碎施設	破碎機 21,000本/7h	松本市
	ペットボトル	ペットボトル 圧縮施設	圧縮梱包機 2.8t/7h	

イ 新施設建設計画

松本クリーンセンターは供用開始以来24年が経過していることから、松塩地区広域施設組合では、施設の老朽化による処理能力の低下や補修費用の

増加が想定されることを踏まえ、新しいごみ処理施設（中間処理施設）を建設する方針としています。

新ごみ処理施設の建設地については、地元住民の方々の理解を得て、現施設の隣接地とすることに決定しました。

そのような中で、新施設の建設に向けて、松塩地区広域施設組合では、令和4年（2022年）2月には新ごみ処理施設基本構想検討委員会による提言をもとに「新ごみ処理施設基本構想」を、令和5年（2023年）2月には基本構想をもとに新ごみ処理施設の整備方針を定めた「新ごみ処理施設基本計画」を策定しています。

「新ごみ処理施設基本計画」では、表3-8のとおり、新ごみ処理施設の施設規模等を計画しています。

表3-8 新ごみ処理施設基本計画に記載されている施設規模

処理するごみの種類	処理方式	処理能力
可燃ごみ	ストーカ式焼却方式	120t/日×3炉 (合計360t/日)
破碎ごみ 可燃性粗大ごみ	破碎	13t/5h
プラスチック資源	選別・圧縮梱包	13t/5h
蛍光管・乾電池等の資源物	蛍光管：破碎 乾電池：保管	未定

(2) 最終処分場

ア 現稼働施設

計画期間内の平成30年度（2018年度）以降は、2つの一般廃棄物最終処分場を運営してきましたが、平成11年度（1999年度）から埋立てを開始した松本市安曇一般廃棄物最終処分場（合併前の旧安曇村が建設）は計画容量に達したことから、廃棄物の埋立てを終了しました。現在は、令和4年（2022年）3月に埋立処分終了届出書を提出し、廃止に向けた環境調査を実施しています。

また、表3-9で参考に記載した松本市エコトピア山田は、昭和45年（1970年）に埋立てを開始し、昭和60年度（1985年度）から昭和61年度（1986年度）に掛けて、浸出液処理施設の整備を伴う拡張工事を行い、周辺の環境にも配慮した管理型最終処分場として昭和62年度（1987年度）に供用を開始しました。

しかしながら、埋立物ごとに区画を分けて埋立てを行っていたことから、埋立可能年数が平成29年度（2017年度）末で残り8年となり今後の最終処分先の確保が喫緊の課題となっていたため、平成30年度（2018年度）に複数の構想案の中から最終処分場の在り方について検討し、地元住民

の方々の理解を得て、「より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図る」と方針決定したことにより、再整備を行うために令和2年度（2020年度）末で廃棄物の埋立てを終了しました。現在は、令和3年度（2021年度）から約2年間に渡って実施した既存廃棄物の移設工事を経て、令和5年（2023年）4月に埋立処分終了届出書を提出し、廃止に向けた環境調査を実施しています。

そのため、再整備の終了を予定している本計画期間最終年度の令和9年度（2027年度）までは、自区内に埋立容量のある最終処分場はありません。

表3-9 最終処分場（参考）

施設名	埋立面積[m ²]	全体容量[m ³]	残容量[m ³] (R5.3月末)	運営主体
松本市エコトピア山田	67,300	745,000	0*	松本市

※ 令和2年度末で廃棄物の埋立てを終了し、再整備中

イ 新施設建設計画

前述のとおり、松本市エコトピア山田は決定した方針に基づき、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）に掛けて「松本市エコトピア山田再整備全体基本計画」を策定し、再整備を行っています。

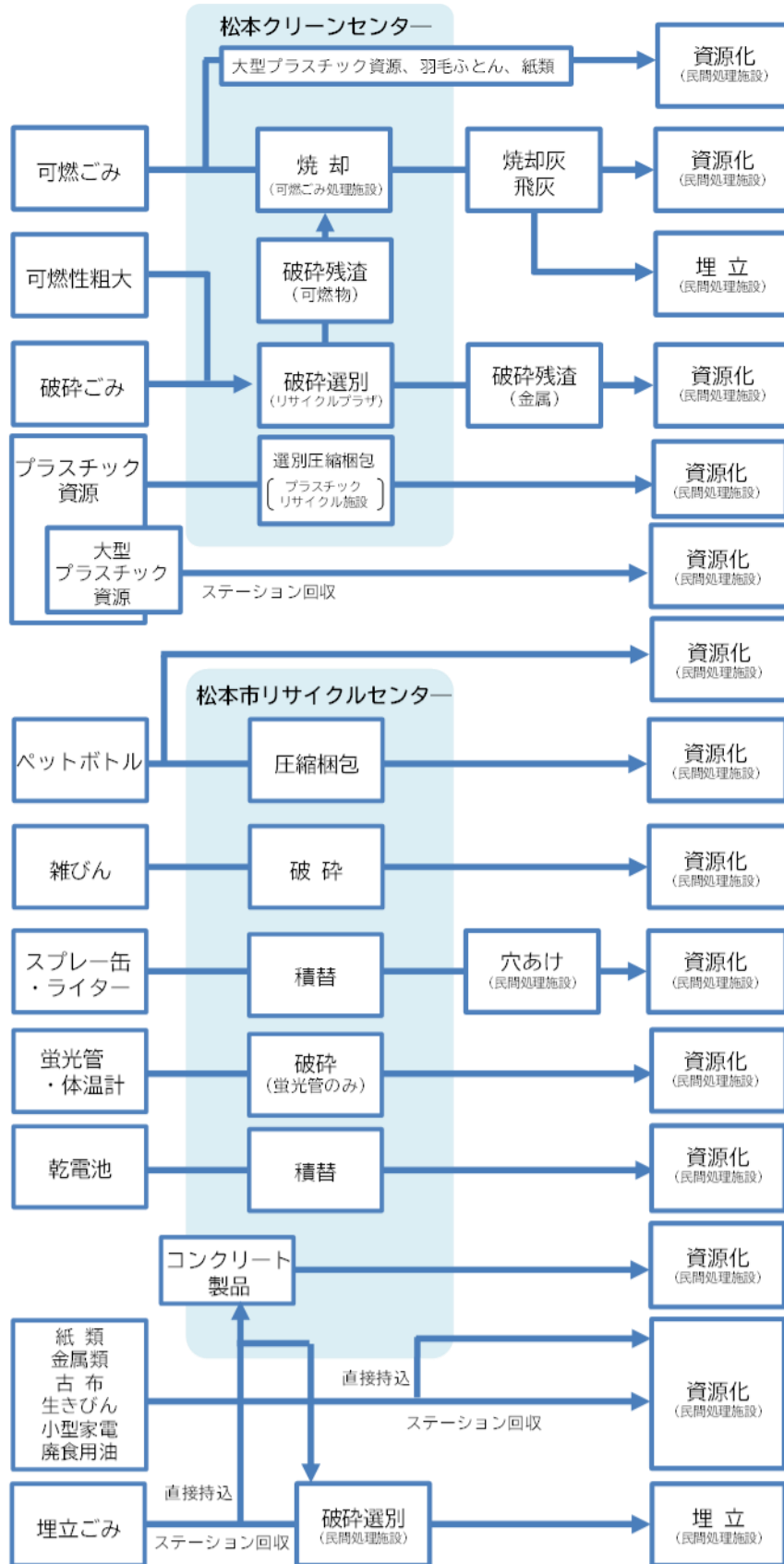
「松本市エコトピア山田再整備全体基本計画」では、現最終処分場の敷地内に新しい最終処分場を建設し、本計画期間の最終年度である令和9年度（2027年度）から稼働する予定としており、表3-10のとおり施設規模等を計画しています。

表3-10 松本市エコトピア山田再整備全体基本計画に記載されている施設規模

処理するごみの種類	施設規模	埋立可能期間	処理方式等
焼却灰、飛灰固化物、 埋立ごみ <small>（災害廃棄物：場合によって埋立て）</small>	埋立面積 約 21,000 m ² 埋立容量 約 213,000 m ³	約 17 年間	オープン型最終処分場 サンドイッチ・セル方式

(3) 処理施設ごとのごみの流れ

各施設では、図3-16のようにごみの受入れと処理を行っています。



※ 粗大ごみは品目に応じて、松本クリーンセンター、松本市リサイクルセンターで受け入れています。

図3-16 処理施設ごとのごみ処理の流れ (令和5年度)

3 計画のめざすもの

(1) 基本理念

本計画は、上位計画である第4次松本市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）における廃棄物分野の推進を担っています。

したがって、環境基本計画において松本市環境基本条例に基づき設定した基本理念の1つを本計画の基本理念とします。

— 基本理念 —

持続的発展が可能な社会の構築

(2) めざすまちの姿

環境基本計画において計画を支える5つの柱のうち、廃棄物処理に関連する2つの柱と同一のものとしします。

— めざすべきまちの姿 —

- ① 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）
- ② 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

(3) 基本方針

本計画の基本方針は、本市に携わる全ての人のごみを排出する際に「もったいない」という気持ちを意識して行動できるよう、以下のとおり設定します。

— 基本方針 —

3R徹底によるごみ減量の推進

(4) 各主体別の役割

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている廃棄物処理法基本方針では、国民、事業者及び地方公共団体の役割が明記されています。

また、松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「廃棄物条例」という。）では、市民、事業者、行政（市）及び滞在者（通勤者、通学者、旅行観光客その他の滞在者）の責務を定めています。なお、松本市環境基本条例においても、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に向け、旅行者その他の本市に滞在する者（滞在者）の責務を定めています。

これらのことから、本市に携わる各主体が取り組むべき役割を表3-11の

とおり設定します。

表 3 - 1 1 各主体別の役割

<p>市民の役割</p>	<p>①生活の中で環境に配慮した行動を選択し、自らが排出するごみ（一般廃棄物）の排出抑制に努めるとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。</p> <p>②市が設定する分別区分に応じて分別排出を徹底することにより、適正な循環的利用に対する取組みに協力する。</p> <p>【廃棄物条例に定めた市民の責務】 第 4 条 市民は、自主的に一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図らなければならない。</p> <p>2 市民は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</p>
<p>事業者の役割</p>	<p>①事業活動に伴って生じる廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料や製造工程等を工夫すること、資源となるものに関しては有効活用することなど、自社から発生する廃棄物の発生抑制に努める。</p> <p>②廃棄物として排出するものは、適正な処理を実施する。</p> <p>【廃棄物条例に定めた事業者の責務】 第 5 条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。</p>
<p>滞在者の役割</p>	<p>環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策（特に本計画では、廃棄物の発生抑制や循環的利用に係る施策等）に協力する。</p> <p>【廃棄物条例に定めた滞在者の責務】 第 6 条 通勤者、通学者、旅行観光客その他の滞在者（以下「滞在者」という。）は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し市の施策に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>行政の役割</p>	<p>①市内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握する。</p> <p>②一般廃棄物の排出抑制や再生利用に係る取組みを積極的に実施するとともに、情報提供や環境教育等を行うことで、市民等の自主的な取組みを促進する。</p> <p>③処分する一般廃棄物に対して、適正な中間処理及び最終処分を確保する。</p> <p>【廃棄物条例に定めた市の責務】 第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて、環境への影響に配慮するとともに、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進すること等による廃棄物の減量及び資源化の推進並びに適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し情報の収集及び調査研究等に努めなければならない。</p> <p>3 市は、一般廃棄物の減量、資源化に関する市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。</p> <p>4 市は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する市民及び事業者等の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p>

4 数値目標

令和9年度（2027年度）に向けた数値目標について、本改訂が中間見直しであること、2050ゼロカーボンシティの実現のためにも、目標の達成を目指して引き続きごみ減量化施策に取り組むこととしていることなどから、1人1日当たりのごみ排出量の目標値は計画当初から変更せず、以下のとおり設定します。

なお、年間のごみ排出量は、第2章「松本市の概要」の図2-2で示した人口推計を基に算出し直すため、表3-12のとおりに変更します。

— 数値目標達成に向けたキャッチフレーズ —

減らそう！分けよう！チャレンジ30・10

— 1人1日当たりの事業系ごみ30%・家庭系ごみ10%の削減に向けて —

- 1人1日当たりの事業系ごみを平成24年度比で30パーセント削減
- 1人1日当たりの家庭系ごみを平成24年度比で10パーセント削減

表3-12 本計画に掲げる数値目標

数値目標設定項目	現 状		目 標
	基準年度 平成 24 年度	中間年度 令和 4 年度	目標年度 令和 9 年度
① 総ごみ量 [t/年]	99,794	85,329	74,093
			平成 24 年度比 令和 4 年度比
② 1人1日当たりのごみ排出量 [g/1人1日]	1,122	988	868
			平成 24 年度比 令和 4 年度比
③ 家庭系ごみ排出量 [t/年]	42,309	37,289	36,534
④ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/1人1日]	476	432	428
			平成 24 年度比 令和 4 年度比
⑤ 事業系ごみ排出量 [t/年]	42,744	39,995	28,767
⑥ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/1人1日]	481	463	337
			平成 24 年度比 令和 4 年度比
⑦ リサイクル率 [%] (中間処理後再生利用量(灰の再資源化量)は含まない。)	15.0	9.5	12.0
【参考】 リサイクル率 [%] (中間処理後再生利用量(灰の再資源化量)を含む。)	18.4	(19.4)	(12.0)
⑧ 最終処分量 [t/年] (参考：灰資源化量) 【最終処分対象物合計】	8,845 (3,395) 【12,240】	2,450 (8,415) 【10,865】	9,403
			(0) 【9,403】
平成 24 年度比 令和 4 年度比			

5 施策の展開

(1) 施策の体系

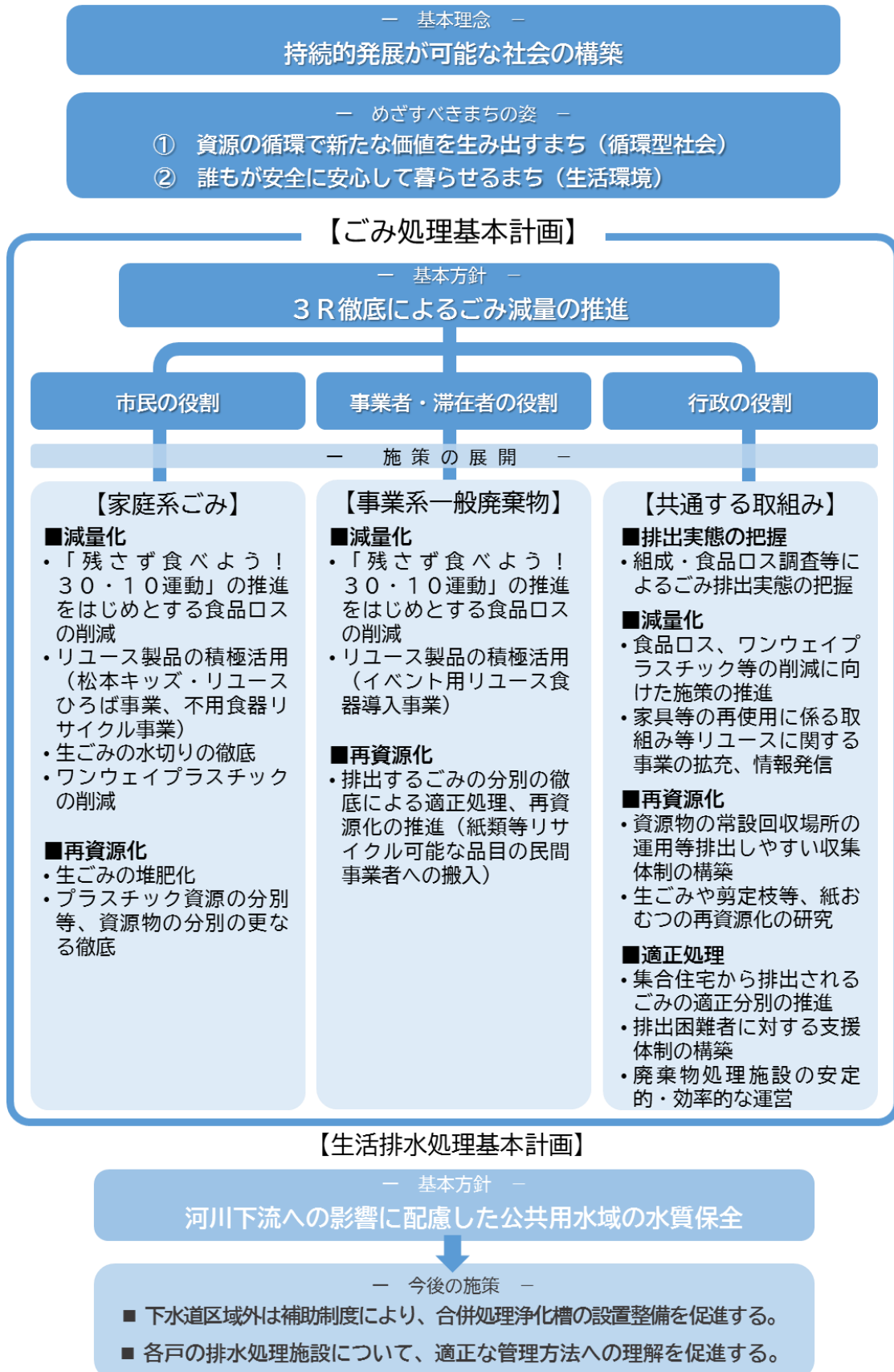


図 3 - 1 7 計画の概念図

(2) 家庭系ごみの減量

ア 排出実態の把握

(7) 組成調査等の実施 **継続**

3 R（発生抑制・再使用・再生利用）の中でも、2 R（発生抑制・再使用）の取組みを推進することができる品目を把握するため、本計画の計画期間開始年度（平成30年度（2018年度））から家庭系可燃ごみの組成調査及び食品ロス調査を年1回継続的に実施しています。

ごみの組成の経年変化を確認するため、今後も毎年継続的に同様の調査を実施します。

(1) 民間事業者の資源物回収ボックスにおける回収量の把握 **継続**

市の資源物収集から、常時排出できるなど市民にとって排出しやすい環境にある民間事業者が設置する資源物回収ボックスへ排出される傾向が強くなっています。今後、リサイクルに関する施策を展開する上では、市による回収だけでなく、民間事業者による回収実態の把握が必要であるため、民間事業者に対して排出量の聞取調査を実施します。

イ ごみの減量化に係る取組み

(7) 食品ロスの削減に係る取組み **拡充**

食品ロスの削減に関しては、これまでの取組みを一層充実させ、持続可能な社会の実現を目指すため、令和2年度に「松本市食品ロス削減推進計画」を策定しました。市民、事業者、関係団体、行政等が一丸となり計画に定めた目標の達成を目指します。

	H28 (2016) 基準年度	R12 (2030) 目標年度	削減率	削減量
市内食品ロス量（総量）	10,349 t	7,244 t	△30 %	△3,105 t
1人1日当たり食品ロス量	117 g	85 g	△27 %	△32 g

家庭系ごみに含まれる食品ロスの減量に関しては、おうちで「残さず食べよう！30・10運動」として取組みを進めています。

◎冷蔵庫クリーンアップデー

毎月30日は冷蔵庫の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉等の傷みやすいものを積極的に使用し、冷蔵庫を整理整頓する「冷蔵庫クリーンアップデー」としています。

◎もったいないクッキングデー

毎月10日は今まで食べられるのに捨てられていた野菜の茎や皮等を活用して料理をする「もったいないクッキングデー」としています。

今後は、SNSを活用した情報発信や、食品小売店と連携した消費者啓発を行うとともに、より実践につながる施策の展開により、家庭系食品ロスの削減に努めます。

(イ) 子ども用品の再使用に係る取組み **継続**

ごみの減量化と子育て世帯の支援を目的として、短期間で使わなくなってしまう育児・子ども用品を市民から回収し、希望する世帯に無料で配付する「松本キッズ・リユースひろば事業」を実施しています。

今後も再使用の意識が市民に浸透し、より多くの子ども用品が必要としている世帯に渡るよう努めます。

(ウ) 不用食器の再使用に係る取組み **継続**

埋立ごみの減量と、限りある資源の有効活用を目的として、家庭から排出される不用となった食器を回収し、状態の良いものは希望する市民に無料で配布して、その他のものは資源としてリサイクルする「不用食器リサイクル事業」を市民団体と協働で実施しています。

今後も市民団体と共に本事業が効果的に実施できるよう努めます。

(I) 環境教育の推進 **継続**

幼少期の園児や児童の環境に対する意識醸成を図るため、市内年長児及び小学3年生を対象に、ごみの分別や食品ロス削減をテーマとした参加型の環境教育を実施しています。また、大人向けには出前講座等による意識啓発に取り組んでいます。

今後は、幅広い年代への環境教育実施を検討するなど、市民1人1人の意識を高揚させるため、積極的な環境教育に取り組めます。

(オ) 水切りの推進 **継続**

可燃ごみの中には約3割の水分が含まれており、可燃ごみに多くの水分が含まれると、焼却施設における燃焼効率が悪くなるほか、収集車で使用する燃料が余分に消費されることとなります。そのため、家庭で可能な限り、生ごみの水切りを実施してもらうよう、水切り袋を配布するなどして意識啓発を図ります。

(カ) 家具等の再使用に係る取組み **拡充**

松本クリーンセンターや松本市リサイクルセンターに持ち込まれるごみの中には、まだ再使用できるものも数多くあることから、それらの再使用を進める取組みについて検討します。

また、近年多くの市町村が再使用に係るプラットフォームを活用し、家具等をごみとして排出する前に必要としている人の手元に届くような事業を展開しているため、早期の実施に向けて先進事例を参考としながら実現可能かつより効果的な手法について検討します。

(キ) ワンウェイプラスチックの削減に係る取組み **新規**

ごみの減量及びゼロカーボン推進に向け、「ワンウェイプラスチック削減ミッション」として、様々な場面での使い捨てプラスチックごみの削減に資する施策を展開しています。

マイボトルの利用促進やリユース可能なテイクアウト容器等の普及・定着により、使い捨て製品に依存したライフスタイルからの転換を促し、環境配慮に取り組む機運の醸成を図ります。

ウ 再資源化に係る取組み

(7) 生ごみや剪定枝葉等の有機物の再資源化に係る取組み **拡充**

昭和61年度(1986年度)から実施している生ごみ堆肥化機器等の補助金を継続するとともに、より多くの市民に普及できるような手法で生ごみの堆肥化講習会も引き続き実施します。

また、生ごみや剪定枝等は分別収集することにより、活用できる可能性があることから、再資源化の推進とゼロカーボンの両面から活用方法を検討します。

(イ) 不用食器の再生利用に係る取組み **継続**

埋立ごみの減量と、限りある資源の有効活用を目的として、家庭から排出される不用となった食器を回収し、状態の良いものは希望する市民に無料で配布して、その他のものは資源としてリサイクルする「不用食器リサイクル事業」を市民団体と協働で実施しています。

今後も市民団体と共に本事業が効果的に実施できるよう努めます。

(ウ) 資源物の常設回収場所の運用 **継続**

平成23年度(2011年度)に市民が資源物を排出しやすい環境を整えるため、資源物の常設回収場所を設置し、運用しています。

市として資源物の収集量が減少傾向にある中で、市民が資源物を排出しやすいよう、今後も引き続き適正な運用に努めます。

(I) 小型家電の分別回収 **継続**

平成26年度(2014年度)から小型家電を分別回収し、再資源化を進めています。引き続き分別回収し、適正な再資源化に努めます。

(オ) 廃食用油の分別回収 **継続**

平成14年度(2002年度)から廃食用油を分別回収し、バイオディーゼル燃料として本市のごみ収集車両等に利用しています。

引き続き分別回収するとともに、分別回収した廃食用油の活用方法について研究を進めます。

(カ) プラスチック資源の分別回収 **新規**

容器包装プラスチックについては、平成16年度(2004年度)から試験的な分別回収を開始し、平成17年度(2005年度)から再資源化を実施してきました。2050ゼロカーボンシティの実現及び最終処分場の延命化のため、新たに、令和5年度(2023年度)から、可燃ごみとなっていた容器包装以外のプラスチック(製品プラスチック)について、容器包装プラスチックと合わせて「プラスチック資源」として一括回収し再資源化を行っています。

また、プラスチック資源の規格を超える一部の製品プラスチックを「大型プラスチック資源」として分別回収し、再資源化しています。

今後も引き続き分別回収し、適正な再資源化に努めるとともに、「大型プラスチック資源」については、分別収集品目の拡大について検討します。

(キ) 紙おむつの再資源化に係る取組み **新規**

家庭系可燃ごみの中には使用済み紙おむつが一定数量排出されており、更なる高齢化社会の進展によりこれまで以上に排出量が増加することが考えられます。

また、現在環境省においても、「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(令和2年3月)」を策定し、今後の紙おむつの再資源化の推進に向けた情報発信をしているところです。

そこで、すでに再資源化を実施している市町村、事業者への聞き取りを行うとともに、国や事業者等の動向を注視し、本市における家庭で排出される使用済み紙おむつの再資源化について研究します。

(ク) 地域と連携した3R拠点の充実 **新規**

ごみの減量化と3R意識を高めるため、地域及び町会等と協力し、3Rを起点とした地域コミュニティづくりのモデルケースの構築など、3R推進に向けて取り組みます。

エ 意識啓発・広報に係る取組み

(ア) 発生抑制に関する意識啓発 **拡充**

詰め替え商品の購入、使い捨てではなく長持ちするものの購入等のごみの発生抑制に配慮した取組みを市民が率先して取り組めるような情報を、SNS等の様々な媒体を活用してより多くの世代へ発信することにより、市民の意識啓発に努めます。

(イ) 分別に対する意識啓発

a 各家庭内の環境作り **継続**

最適なモデルケースの提示など、家庭内で分別を行いやすくなるような提案を行います。

b 広報の充実 **拡充**

現在行っている市ホームページや広報誌による情報発信、スマートフォン向けごみ分別アプリの配信、外国人向けごみ・資源物の分け方・出し方に加え、市公式LINE等の様々な媒体を活用してより多くの世代に対し、継続して広報を行います。

(3) 事業系ごみの減量

ア 排出実態の把握

(ア) 展開検査の実施 **継続**

現在、許可業者が回収した事業系ごみを搬入時に調査する展開検査を実施しています。

引き続き展開検査を実施し、事業系ごみの排出実態を把握します。

(イ) 事業系ごみ排出先の実態調査 **継続**

本計画の計画期間開始年度（平成30年度（2018年度））から事業系可燃ごみの組成調査及び食品ロス調査を年1回継続的に実施しています。

今後も毎年継続的に同様の調査を実施し、各事業所から出る事業系ごみの実態を把握することにより、事業系ごみの削減に努めます。

また、様々な場面で不適切な排出を行っている事業者を発見した場合には、当該事業者に対して適切な排出を徹底するよう指導していきます。

イ ごみの減量化に係る取組み

(ア) eco オフィスマつもと認定事業の推進 **拡充**

第4次松本市環境基本計画の5つの柱に基づき、ごみの減量化や気候変動への対策など、環境に配慮した取組みを実施している事業所を市が認定する「eco オフィスマつもと認定事業」を実施しています。

引き続き、認定のインセンティブ等を付与するとともに、市ホームページ等で取組みを紹介するなどにより認定事業所の増加に努め、事業系ごみの減量を目指します。

(イ) 食品ロス削減に係る取組み **拡充**

食品ロスの削減に関しては、これまでの取組みを一層充実させ、持続可能な社会の実現を目指すため、令和2年度に「松本市食品ロス削減推進計画」を策定しました。市民、事業者、関係団体、行政等が一丸となり計画に定めた目標の達成を目指します。

事業系ごみに含まれる食品ロスの減量に関しては、おそとで「残さず食べよう！30・10運動」及び「まつもとフードシェアマーケット」を進めています。

おそとで「残さず食べよう！30・10運動」

- ① 注文の際に適量を注文しましょう。
- ② 乾杯後の30分間は、席を立たず料理を楽しみましょう。
- ③ お開き前10分間は、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう。

まつもとフードシェアマーケット

賞味期限、消費期限の切迫や、終売等の商慣習上の理由により廃棄の迫る食品をインターネットを活用して消費者とつなげるフードシェアリングサービスを推進しています。

おそとで「残さず食べよう！30・10運動」や食品ロスの削減に係る取組みを実施している飲食店・宿泊施設等（料理を提供する側）及び事業所等（料理をいただく側）を市が認定する「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」を実施しています。

推進店に対しては、食品ロスの削減に係る啓発品の他、食べ残しの持ち帰りを推進するグッズを提供し、一体的に更なる食品ロス削減に取り組めます。

(ウ) 集合住宅から排出されるごみの削減に係る取組み **追記**

本市では、集合住宅から排出される家庭系ごみの一部が事業系ごみとして収集されているケースがあり、事業系ごみが他自治体に比べて多い理由の1つとなっていることから、事業系ごみを削減するため、集合住宅においても家庭系ごみと同じ分別区分として排出することを目指し、適正処理の観点も踏まえて各主体と連携・協議しながら、家庭系ごみとしての収集・処理を念頭に実施可能な収集体制を含めて施策の手法を検討します。

（適正処理に関する事項に関連項目あり）

(I) イベント用リユース食器導入事業の推進 **新規**

飲食を伴うイベントにおいて多量に排出される使い捨て食器のごみを削減するため、「イベント用リユース食器導入事業」を実施しています。

イベント参加者がリユース食器を体感することにより、環境配慮に取り組む機運の醸成を図ります。

ウ 再資源化に係る取組み

事業者において再資源化に係る取組みが促進されるよう、以下のとおり取組みを進めます。

本市も、一事業者として再資源化に取り組みます。

(ア) 紙類の搬入規制などによる事業者の再資源化に係る取組み 継続 の促進

平成20年度(2008年度)から松本クリーンセンターへの再生可能な紙類の搬入を規制し、資源物として受入可能な民間事業者への搬入を求めています。また、木製品・木くずについても再資源化を行う民間事業者への搬入を促しています。

引き続き、リサイクル可能な品目については、民間事業者への搬入を促すことにより事業者の再資源化に係る取組みの促進に努めます。

(イ) 市公共施設の剪定枝等の再資源化に係る取組み 継続

市公共施設等から排出される剪定枝等の処理を民間業者に委託し、木質チップとしてリサイクルする「^{せん}剪定枝等資源化事業」を実施しています。

木質チップ供給先の整備等による資源の活用方法を再資源化の推進とゼロカーボンの両面から検討しながら、今後も本事業を継続的に実施します。

(ウ) 給食残渣の再資源化に係る取組み 継続

市内5か所(東部、西部、梓川、四賀及び波田)の給食センターから排出される給食残渣は、民間処理施設で堆肥化しています。

今後も給食残渣の堆肥化を継続的に実施し、資源となる生ごみ等を活用し、事業系ごみの減量に努めます。

(I) 市公共施設から発生する紙類の再資源化に係る取組み 新規 (製紙機の活用)

本市の事務事業で発生する廃棄書類はこれまで民間事業者で再生紙の原料として再資源化していましたが、令和元年度(2019年度)にセイコーエプソン株式会社製の再生紙を作ることができる製紙機を導入し、活用しています。

一事業者として紙類の発生を抑制しつつ、発生してしまった紙類については当該製紙機を活用した再資源化を行うとともに、環境教育の一環として製造した再生紙が市民の目に触れる機会を増やし、ごみの再資源化への意識醸成を図ります。

(オ) 紙おむつの再資源化に係る取組み

新規

福祉施設等から発生する事業系可燃ごみの中には使用済み紙おむつが一定数量排出されており、更なる高齢化社会の進展により、これまで以上に排出量が増加することが考えられます。

事業系の使用済み紙おむつは一事業所からまとめて排出されるケースが多いと考えられることから、使用済み紙おむつに係る収集体制等の構築は、排出事業者等の協力により家庭系ごみよりも容易となるものと考えられます。

そこで、家庭から排出される使用済み紙おむつと同様に、既に再資源化を実施している市町村、事業者への聞取りを行うとともに、国や事業者等の動向を注視し、本市において事業系可燃ごみとして排出される紙おむつの再資源化について研究します。

エ 意識啓発に係る取組み

(ア) 事業者への意識啓発

a 多量排出事業者への指導

継続

松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定めている多量排出事業者に対しては、提出を義務付けている「ごみ減量行動計画書」を確認し、適切な指導を実施します。

b 中小規模の事業者への指導

拡充

事業系ごみの大部分を占める中小規模の事業者に対して、ごみの分別の分かり易い説明、ごみ減量の取組みの案内など、訪問による指導を実施します。

また、中小規模の事業者が町会の設置するごみステーションへ不適正排出することを防止するため、ごみステーションの排出状況を情報収集するなど、排出の実情を把握して排出者への指導につなげます。

c 新規事業者への指導

継続

新規に多量の廃棄物の排出が想定される事業者に対し、排出抑制のための指導を実施します。

d 過剰包装・使い切り商品の削減の呼び掛け

継続

市内の事業者に対し、取引先との過剰包装の削減のほか、使い切り商品ではなく、持続可能な商品の製造を呼び掛けます。

e 宿泊施設等への指導

拡充

事業者、特に民泊も含めた宿泊施設に対してごみの分別を促すため、「事業系ごみの分け方・出し方」の配布や訪問による指導などにより意識啓発に努めます。

(4) 災害廃棄物の処理に関する事項

継続

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災など、近年、地震や水害が頻繁に発生しており、それに伴い多量の災害廃棄物が発生しています。災害廃棄物は、一般廃棄物に該当することから、市町村に処理の義務があります。

本市においても、糸魚川-静岡構造線活断層による30年以内の地震発生確率は、13パーセントから30パーセントと推計されていることから、有事に備えて災害廃棄物の処理方針を明確化しておく必要があります。そこで、災害廃棄物の処理方針に関して平成30年度(2018年度)に「松本市災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画では、地震対策に主眼を置き策定しましたが、令和元年度(2019年度)の長野市の水害をはじめ、近年は全国的に水害が多発していることから、計画改定を行い、水害時において、問題となるアスベスト対策等の増補を行うことで計画の実効性を高めます。

特に、地震と風水害では初動時のタイムラインが異なるため、廃棄物の特徴、処理方法、発生量及び仮置場必要面積等を災害別に整理することで初動対応の精度を高めます。

(5) 適正処理に関する事項

ア 集合住宅における家庭系ごみの適正処理

継続

本市では、集合住宅から排出される家庭系ごみの一部が事業系ごみとして収集されているケースがあり、事業系ごみが他自治体に比べて多い理由の1つとなっています。

また、組成・食品ロス調査の結果から、可燃ごみとして排出されている資源にできるものの割合が、家庭系可燃ごみよりも集合住宅から排出される可燃ごみの方が多くも分かっており、集合住宅の分別を推進することが必要となっています。

そこで、集合住宅においても、家庭系ごみと同じ分別区分として排出することを目指し、集合住宅の管理者や町会、平成28年度(2016年度)から実施している「ごみ収集業務のあり方検討会議」で関係団体と引き続き協議をしながら、家庭系ごみとしての収集・処理を念頭に実施可能な収集体制を含めて施策の手法を検討します。

イ 効率的な収集体制の整備

継続

現在の収集体制は、紙類などの資源物の収集回数が月1回程度と少なく、より出しやすい環境にある民間事業者の回収ボックスへ排出されている傾向にあります。しかし、民間事業者の回収ボックスが近くに無い、又は事業の撤退などで回収ボックスを廃止する場合がありますことから、市として安定的な回収を行っていく必要があります。今後は、より排出しやすい環境を整備するため、収集回数の見直しについて検討を行います。合わせて、収集回数の見直しにより地区のごみ当番の負担が増加することを防ぐため、効率的な収集が行えるよう分別区分の見直しについて検討する必要があります。

また、市以外で事業者が行う一般廃棄物の収集運搬に関する許可については、既存の処理能力や今後のごみ量などの情勢を見据え、慎重に検討を行います。

ウ 排出困難者に対する支援体制の構築

継続

今後、更なる少子高齢化社会の進展などにより、ごみを地域のごみステーションに排出することが困難な人が増加することが予測されます。

現状では、介護保険制度によるサービス、障がい者福祉サービス、社会福祉協議会等の有償サービスのほか、地域コミュニティでの助け合いにより、町会ごみステーションへの排出に対する手助けが行われています。

このような共助、互助による支援を推進していくことを基本としつつも、更なる少子高齢化社会の進展や山間部のように近隣住宅が離れているなどの地理的条件により地域ボランティアが不足するなどの理由から自助、共助、互助だけでは解決できない場合に取り残される人がいないよう、市として戸別収集体制を構築するなどの公助の取組みについて、福祉部局等と連携して必要なニーズを把握し、他市の事例等も参考としながら、より効果的な施策を研究します。

エ ごみの有料化の検討

継続

国では、一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、廃棄物処理法基本方針の「地方公共団体の役割」において、ごみの有料化の推進を明確化しています。また、市町村がごみの有料化を導入する際に参考となるよう、令和4年（2022年）3月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂しています。

本市では、前一般廃棄物処理計画に基づき、平成21年度（2009年度）に「松本市ごみ有料化検討委員会」を設置するとともに、庁内で検討を進めました。

その際、最終的には、市として「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、家庭系ごみの有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施すること」と結論付け、ごみの削減に努めてきました。

平成23年度（2011年度）以降、収集体制やごみ処理施設の再整備などの状況が変化しており、本計画期間内に再度「ごみ有料化検討委員会」を開催するなど、十分に社会情勢等を考慮して、家庭系ごみの有料化について検討することとしていましたが、昨今の物価高騰の状況に鑑み、現段階では有料化による市民生活への更なる負担増は避け、資源化を優先すべきと考えています。なお、ごみの有料化については、集合住宅等の施策の手法を検討しつつ、ごみの削減状況や今後の社会情勢を鑑み、必要があれば適当な時期に判断することとします。

オ 不法投棄の防止

継続

不法投棄防止啓発用立て看板や不法投棄防止用フェンスを設置するとともに、不法投棄パトロール、環境美化巡視員及び環境指導員による巡回清掃指導等を引き続き実施します。

また、より多くの市民に普及できるような場所やイベントにおいてポケットティッシュを配布し、ポイ捨てや不法投棄に対する啓発活動を実施するなど、引き続き不法投棄の削減に向けた市民意識の高揚に努めます。

未然防止施策を実施しても不法に投棄されてしまった廃棄物については、警察と連携し、適切な対応を実施します。

力 廃棄物処理施設の安定的・効率的な運営

(ア) 新ごみ処理施設（中間処理施設）建設事業の推進

新規

可燃ごみ等の広域処理を行っている現松本クリーンセンターは平成11年度（1999年度）の供用開始以来24年が経過していることから、松塩地区広域施設組合（本市を含む2市2村で構成する一部事務組合）では、新しいごみ処理施設（中間処理施設）の建設について検討しています。

新ごみ処理施設の建設地については、地元住民の方々の理解を得て、現施設の隣接地とすることに決定しています。そのような中で、新施設の建設に向けて、松塩地区広域施設組合では、令和4年（2022年）2月には新ごみ処理施設基本構想検討委員会による提言をもとに「新ごみ処理施設基本構想」を、令和5年（2023年）2月には基本構想をもとに新ごみ処理施設の整備方針を定めた「新ごみ処理施設基本計画」を策定しています。

今後は、30年後の本市におけるごみ処理を見据えて、松塩地区広域施設組合と連携して新ごみ処理施設建設事業を進めます。

(イ) 最終処分場の安定的・効率的な運営

継続

本市が運営する松本市エコトピア山田（一般廃棄物最終処分場）の埋立可能年数が平成29年度（2017年度）末で残り8年となり今後の最終処分先の確保が喫緊の課題となっていたため、平成30年度（2018年度）に複数の構想案の中から最終処分場の在り方について検討し、地元住民の方々の理解を得て、「より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図る」と方針決定しました。

決定した方針に基づき、令和2年度（2020年度）末で現処分場への廃棄物の埋め立てを終了し、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）に掛けて「全体基本計画」を策定しました。今後も引き続き、本計画期間の最終年度である令和9年度（2027年度）に新処分場稼働できるよう、再整備事業を進めます。

また、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）は、自区内に埋立容量のある最終処分場がないことから、発生する埋立物（焼却残渣及び埋立ごみ）を民間事業者で適正に処理します。

なお、現状のごみ排出量では全体基本計画で定めた約17年間の埋立期間を確保できない可能性があることから、引き続き最終処分量を削減するようごみの減量対策を着実に行うとともに、主な埋立物である焼却残渣について民間事業者による再資源化の継続の必要性を研究するなど、新処分場の延命化施策について検討します。

